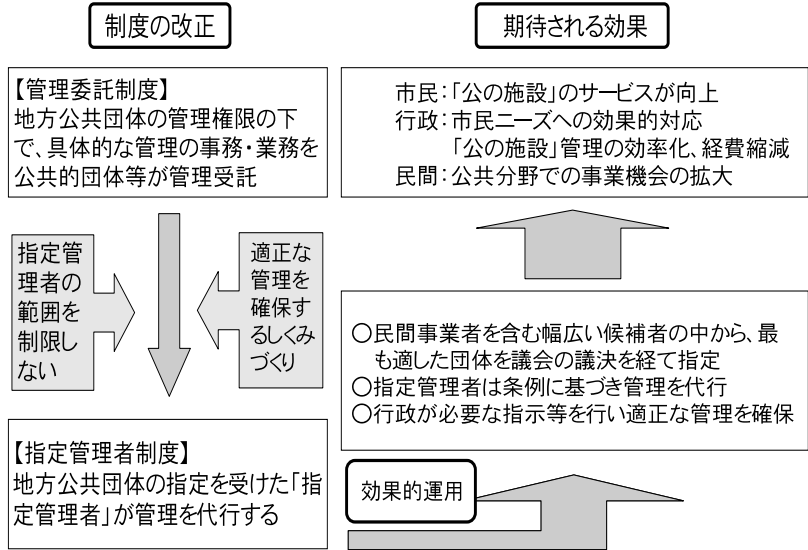


図 指定管理者制度創設の概要



市政構造改革 選ばれ続ける まちづくりのために



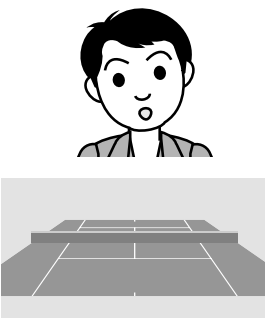
これまで地方公共団体が設置する「公の施設」は、地方自治体が直接に管理運営するか、出資法人等の外郭団体や公共的団体に委託し運営されてきました。しかし、15年9月に地方自治法が一部改正され、地方公共団体からの指定を受ければ、広く一般の民間事業者であっても「公の施設」の管理運営を行うことができるようになります。

今号ではこの指定管理者制度の概要と導入に当たっての市の考え方を紹介します。

ご質問、ご意見は電話70・7702、ファックス70・7804、電子メールで企画調整課へ。

企画調整課メールアドレス
kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp

指定管理者制度を活用して、質の高いサービスが受けられるようになるというね



市の「公の施設」

民生施設	公立保育園、福祉会館、児童館、さいわい福祉センターなど
体育施設	スポーツセンター、テニスコート、野球場など
社会教育施設	中央公民館、中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館など
その他	公園、西部・南部・東部の各地域センター、市民プラザなど

「公の施設」の管理運営は、公共の利益のために多数の市民に対して均等にサービスを提供できるように、適正な管理

指定管理者制度とは、民間事業者が経営するスポーツジムやNPO法人が運営する福祉施設など、公的主体以外の民間主体が質の高いサービスを提供している事例も見受けら

れま。また、公共サービスに関する市民ニーズが多様化する中で、行政がより効果的・効率的にこたえていくためには、民間事業者が有する資源を「公の施設」の管理にも活用していくことが求められ、国の

総合規制改革会議や地方分権推進会議などでも、「公の施設」の管理のあり方を見直すことについて指摘されてきました。

このような中、施設の適正な管理を確保するための仕組みを整備した上で、民間の有するノウハウやアイデアなどを活用し、多様化する市民

ニーズにこたえることができるよう、指定管理者制度が創設されました(左上图参照)。

公の施設

「公の施設」とは、市民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設です。地域センターや図書館、スポーツセンターなどさまざまに施設がこれに該当します。ただし、市民の利用に供することが目的ではない市庁舎出張所、清掃事務所などはこれに該当しません。

また、先般の地方自治法の改正により、「公の施設」の管理については、指定管理者制度を適用するのかが直

営で(業務の一部委託を行う)管理をしていくのかを選択することになります。現在、改正前の地方自治法の規定に基づき管理運営委託を行っている「公の施設」は、経過措置が終了する18年9月1日までに前述の選択が必要となります。

なお、市の「公の施設」と

新規に設置する施設
例)仮称)ひばり児童館

改正前の地方自治法の規定に基づき管理運営委託を行っている施設
例)西部・南部・東部の各地域センター、さいわい福祉センター、市民プラザなど

市では、指定管理者制度の導入目標を18年4月からサービス開始することに設定しています。これは、制度を導入することにより、さらなる市民サービスの向上と施設管理の縮減を早期に実現できるように、行政として最大限努力する必要があります。

また、導入に当たっては次に掲げる優先順位の高い施設を対象に検討を始めていきます。

例)スポーツセンター、図書館、公民館

制度を導入することで市民サービスの向上が図れる施設
例)スポーツセンター、図書館、公民館

制度を導入することで管理運営経費の縮減が図れる施設
例)スポーツセンター、図書館、公民館

市では現在取り組んでいる市政の構造改革を確実なものとする必要があります。このため、民でできるものは民にゆだねるとの基本スタンスに立ち、指定管理者制度を導入することで、さらなる市民サービスの拡充と管理運営経費の縮減に努めていきます。



指定管理者制度の導入スケジュール

16年12月議会
「指定管理者の指定手続等」の条例化

↓

17年1月～3月
指定管理者の選定基準や指定期間等の検討、募集要領の作成

↓

17年3月議会
「施設個別条例の業務範囲等」の改正

↓

17年4月～8月
指定管理者の公募と選定

↓

17年9月議会
指定管理者の指定の議決

↓

17年10月～18年3月
協定の項目・詳細調整と締結

↓

18年4月
指定管理者による施設の管理運営開始

指定管理者の選定方法

市では施設の設置・運営の目的を最も効果的かつ安定的に達成できると認められた者を指定管理者として選定することになります。このため、選定するに当たっては、当該施設の特性などを勘案し、次の二つの考え方のいずれかを適用していきます。

施設管理の代行とそれに密接に関連する施策・事業の推進を併せて行わせることが望ましい施設については、指定管理者の資格等に特別の条件を付けて選定します。

民間事業者が既に事業展開している分野で、民間のノウハウを導入することにより市民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設には、円滑な管理運営を行うことができる団体を広く公募して選定します。

今後のスケジュール

指定管理者制度を導入するには、指定の手続等の条例化と指定についての市議会の議決が必要となります。また、指定管理者へ円滑に管理運営がゆだねられるよう、細部に渡る調整を図るなど、準備期間も必要です。このため、18年4月から指定管理者による施設の管理運営を実現するためには、おおむね上表のように入スケジュールを進めていきます。

指定管理者の選定方法

市では施設の設置・運営の目的を最も効果的かつ安定的に達成できると認められた者を指定管理者として選定することになります。このため、選定するに当たっては、当該施設の特性などを勘案し、次の二つの考え方のいずれかを適用していきます。

施設管理の代行とそれに密接に関連する施策・事業の推進を併せて行わせることが望ましい施設については、指定管理者の資格等に特別の条件を付けて選定します。

民間事業者が既に事業展開している分野で、民間のノウハウを導入することにより市民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設には、円滑な管理運営を行うことができる団体を広く公募して選定します。

指定管理者の選定方法

市では施設の設置・運営の目的を最も効果的かつ安定的に達成できると認められた者を指定管理者として選定することになります。このため、選定するに当たっては、当該施設の特性などを勘案し、次の二つの考え方のいずれかを適用していきます。

施設管理の代行とそれに密接に関連する施策・事業の推進を併せて行わせることが望ましい施設については、指定管理者の資格等に特別の条件を付けて選定します。

民間事業者が既に事業展開している分野で、民間のノウハウを導入することにより市民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設には、円滑な管理運営を行うことができる団体を広く公募して選定します。

指定管理者の選定方法

市では施設の設置・運営の目的を最も効果的かつ安定的に達成できると認められた者を指定管理者として選定することになります。このため、選定するに当たっては、当該施設の特性などを勘案し、次の二つの考え方のいずれかを適用していきます。

施設管理の代行とそれに密接に関連する施策・事業の推進を併せて行わせることが望ましい施設については、指定管理者の資格等に特別の条件を付けて選定します。

民間事業者が既に事業展開している分野で、民間のノウハウを導入することにより市民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設には、円滑な管理運営を行うことができる団体を広く公募して選定します。

指定管理者の選定方法

市では施設の設置・運営の目的を最も効果的かつ安定的に達成できると認められた者を指定管理者として選定することになります。このため、選定するに当たっては、当該施設の特性などを勘案し、次の二つの考え方のいずれかを適用していきます。

施設管理の代行とそれに密接に関連する施策・事業の推進を併せて行わせることが望ましい施設については、指定管理者の資格等に特別の条件を付けて選定します。

民間事業者が既に事業展開している分野で、民間のノウハウを導入することにより市民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設には、円滑な管理運営を行うことができる団体を広く公募して選定します。

17年度 学校給食用物資 業者指名参加登録 申し込み受け付け

市立学校給食用物資購入委員会では、17年度の市立学校給食用物資購入の業者指名参加登録を受け付けます。指名参加登録期間は17年3月31日で期限切れのため、現在登録中の方は受け付け方法など詳細は学務課(市役所6階)で配布

市立学校給食用物資購入委員会では、17年度の市立学校給食用物資購入の業者指名参加登録を受け付けます。指名参加登録期間は17年3月31日で期限切れのため、現在登録中の方は受け付け方法など詳細は学務課(市役所6階)で配布

【要領配布期間】12月6日(月)～10日(金)

【受付日時】12月13日(月)～17日(金)のいずれも午前8時半～午後5時

詳しくは同課保健給食係70・7779へ。

これから行う構造改革は市民の皆様にも痛みが伴います。この改革は市を壊してしまうのではないかとのご心配を招くかもしれません。しかし、この改革は、誰が市長であつても避けて通れない喫緊の課題です。「自分が市長の時だけ予算編成ができればよい」と考えるのでは、市長の責任は果たせません。10年20年先の市政を考慮し、改革を断念しました。市民の皆様におかれましては、当市の実態を直視していただき、構造改革にご理解を賜り、ともに歩んでくださるようお願い申し上げます。

わたしの見てある記

市長 野崎重弥

過日の新聞報道において、「財源不足が深刻」などの見出しで数紙が当市の「事務事業コスト削減基本方針」を取り上げました。昨年8月の財政危機宣言以降、市政の実態や今後の行政運営のあり方について、広報紙で情報提供をさせていただいています。

国と地方との関係が大きく変わるうとしている今日、市政運営について自己選択・自己決定・自己責任が強く求められています。私は経済が右肩上がりの時代につくられた市政構造をいったんリセットし、歳入が減少し続ける現実に合わせて再構築をしなければ、地方自治体としての存在理由さえ失ってしまう危機を迎えていると認識しています。